

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務 基礎項目評価【令和6年3月31日終了】

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

中央区長

## 公表日

令和6年9月18日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウイルスに係る予防接種事務
②事務の概要	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)に基づき以下の事務を実施する。 ・新型コロナウイルス感染症に係る接種券の発行 住民基本台帳をもとに、予防接種対象者を抽出し、接種券を発行する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者等の登録 VRSへ予防接種対象者、接種券及び接種記録を登録する。 ・接種記録の照会・提供 予防接種実施後に接種記録等登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS) 住民記録システム(=既存住民基本台帳システム) 予防接種台帳システム(=既存健康管理システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一項番10 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、16の3の項 ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	中央区保健所健康推進課
②所属長の役職名	中央区保健所健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公関係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒104-0044 東京都中央区明石町12番1号 中央区保健所 健康推進課新型コロナウイルス感染症ワクチン担当係長付

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[○] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月1日	I 3 法令上の根拠	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	法令整理より修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に基づき事後評価
令和4年7月1日	I 4 実施の有無	実施しない	「実施する」へ変更	事後	重要な変更事項でないため
令和4年7月1日	I 4 法令上の根拠	無	・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、16の3の項 ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19の項	事後	重要な変更事項でないため
令和4年7月1日	I 5 評価実施期間における担当部署	中央区保健所ワクチン接種担当課長	中央区保健所ワクチン接種等担当課長	事後	重要な変更事項でないため
令和4年7月1日	I 8 連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係	〒104-0044 東京都中央区明石町12番1号 中央区保健所 健康推進課新型コロナウイルス感染症ワクチン 担当係長付	事後	重要な変更事項でないため
令和4年7月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和3年4月5日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和4年7月1日	II 2 いつ時点の計数か	令和3年4月5日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和6年1月19日	I 5 評価実施期間における担当部署	中央区保健所ワクチン接種等担当課長	中央区保健所健康推進課長	事後	
令和6年1月19日	II 1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年1月19日	II 2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年9月18日	評価書名	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務 基礎項目評価	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務 基礎項目評価【令和6年3月31日終了】	事後	